平成２３年（フ）第１５９号
奈良県大和郡山市矢田山町80番地２
債務者　渡邊　喜代
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５２号
広島県三原市深町525番地１
債務者　満田　菊夫
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
広島県尾道市平原３丁目16番23号　はなやマンション壱番館102
債務者　岡田　孝幸
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
愛媛県松山市福音寺町47番地２　ロイヤルアネックスシエナ419
債務者　越智由香里
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１６４号
愛媛県松山市樽味１丁目７番２号
債務者　井門　英邦
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１６７号
愛媛県松山市北斎院町213番地８
債務者　菅　志津香
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１７４号
愛媛県松山市森松町491番地　石丸マンション402号
債務者　阿部俊二郎
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１７５号
愛媛県松山市森松町491番地　石丸マンション402号
債務者　阿部　君江
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１９０号
愛媛県松山市余戸中３丁目６番25号　グランドール余戸502号
債務者　上藤　裕美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２０３号
愛媛県松山市愛光町10番13号
債務者　井上　　忍
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２１３号
愛媛県松山市元町８番12号
債務者　岡田　　定
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第８９号
高知県須崎市多ノ郷甲906番地49
債務者　西森　成旗
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第２０号
高知県吾川郡仁淀川町桜1123番地
債務者　井上千代美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第９７号
福岡県久留米市安武町安武本1274番地11　公社安武100棟131号
債務者　前原　　幸
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１０１号
福岡県久留米市本町172番地２、前住所福岡県筑紫郡那珂川町今光８丁目５番１―206号
債務者　相田　昌子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１１９号
福岡県久留米市諏訪野町1926番地１　第16上野ビル101号、前住所福岡県久留米市篠原町４番地５
債務者　田中芙紗子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１３０号
福岡県久留米市南２丁目13番４―301号
債務者　北原　宏子（旧姓原賀）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部